

平成 21 年 12 月 1 日

上場株式等の譲渡損失の損益通算と繰越控除

拝啓 社長殿 第 36 号

税理士 朝倉 令子

平成 21 年度税制改正で、上場株式等の譲渡損失と配当所得との損益通算ができるようになりました。今回は、この制度をご紹介します。

平成 20 年分までは、上場株式等に係る譲渡損失は、翌年以降 3 年間にわたって繰り越し、その繰り越した年分に生じた株式等の譲渡所得から控除できることができたのでした。

ところが、平成 21 年分以後の上場株式等の配当所得については、選択により、上場株式等の譲渡損失と通算できるようになりました。

具体的な事例でみてみましょう。(他の所得や所得控除はないものとします。)

年分	上場株式等の譲渡損益	上場株式等の配当所得	配当所得の源泉徴収
平成 21 年分	A 株 1,500 万円	50 万円	所得税 35,000 円 住民税 15,000 円
	B 株 500 万円		
	差引 1,000 万円		
平成 22 年分	C 株 800 万円	20 万円	所得税 14,000 円 住民税 6,000 円
	D 株 300 万円		
	差引 500 万円		

1. 平成 20 年までの制度 (損益通算なし)

年分	株式等の譲渡損失の翌年への繰越額	配当所得の税額のうち還付される税額
平成 21 年分の確定申告	1,000 万円 (譲渡損失の額)	ゼロ
平成 22 年分の確定申告	1,000 万円 (繰り越した損失額) - 500 万円 (譲渡所得) = 500 万円	ゼロ

2. 平成 21 年度からの制度 (損益通算あり)

年分	株式等の譲渡損失の翌年への繰越額	配当所得の税額のうち還付される税額
平成 21 年分の確定申告	1,000 万円 (譲渡損失の額) - 50 万円 (配当所得の金額) = 950 万円	35,000 円 + 15,000 円 = 5 万円
平成 22 年分の確定申告	950 万円 (繰り越した損失額) - 500 万円 (譲渡所得) - 20 万円 (配当所得の金額) = 430 万円	14,000 円 + 6,000 円 = 2 万円

従来の制度ですと、配当所得から源泉徴収された税額は還付されませんが、平成 21 年分からは、選択により、還付を受けることができます。ただし、株式等の譲渡損失の繰越額が減少します。また、還付を受けずに譲渡損失を繰り越すこともできます。将来、株式の譲渡による利益が見込めるようであれば、損益通算せずに繰り越したほうが有利です。

なお、これらの制度の適用を受けるためには、確定申告が必要ですのでご注意ください。